

○ 勧告の方向性における指摘事項に対する取組状況について厳格な評価が必要

内閣府評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
<p>評価項目：総合評価</p> <p>館の機能強化及び業務の多様化、公文書管理法施行等の対応のため、専門職員の養成・確保に向けて公文書専門員(非常勤)を平成21年4月に11名を新たに採用したことは評価できる。<u>法の執行において館に求められる新たな機能や、想定される膨大な業務量を考えれば、今後、更なる体制拡充に向けた取組が早急に望まれる。</u>今後、総人件費改革を踏まえた常勤職員数の計画的な削減に対応しながらも、本来必要な専門職員を削ることがないよう求めたい。さらに、専門職員の将来的なあり方について、早急な具体像の提示が求められる。</p>	<p>公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。)の施行に向けた対応について、評価結果において、「法の執行において館に求められる新たな機能や、想定される膨大な業務量を考えれば、今後、更なる体制拡充に向けた取組が早急に望まれる」としている。</p> <p>しかしながら、本法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(平成21年12月9日)の「<u>第1-1 事務及び事業の全般的見直し</u>」において、「遅くとも公文書管理法が施行されるまでに、既存の事務及び事業について、従来の業務フローや事務処理手順を洗い出し、外部委託や賃金職員の活用による効率化、合理化の視点を入れ、無駄がないか徹底的な見直しを行うものとする」と指摘したところであり、また、平成22年度予算において、公文書管理法の施行準備作業のため、新規に非常勤専門員10人が措置されたが、このうち2人は同作業とは直接関係のないアジア歴史資料センターに配置されていたとの指摘もあるところである。</p> <p>このため、次年度の評価に当たっては、公文書管理法の施行に伴い増加する業務に適切かつ効率的に対応しつつ、組織や予算の肥大化を防ぐため、既存の事務及び事業について、具体的な業務フローや事務処理手順を洗い出し、分析した上で、無駄の排除、外部委託等の活用という観点から徹底した見直しが行われているか、法人の取組について厳格に評価を行うべきである。</p>

## 日本原子力研究開発機構(文部科学省)

### ○ 勧告の方向性における指摘事項に対する取組状況について厳格な評価が必要

文部科学省評価委員会の評価結果		当委員会の二次評価意見	
<p>評価項目:情報公開及び広聴・広報活動 【評定:A(中期計画通り、または中期計画を上回って履行し、中期目標を達成、または中期目標を上回る実績を上げた。)]</p> <p>年度計画通りに履行したと認められる。</p> <p>(参考)展示施設の利用効率等の向上のためのアクションプラン(概要)</p>		<p>展示施設等の効率的な運営については、本法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(平成21年12月9日)において、「平成21年度のアクションプランをみると、経費の削減目標や入館者数の目標が20年度のアクションプランにおける当該目標よりも低い水準となっている。展示施設等の更なる利用効率の向上等を図る観点から、目標設定も含めアクションプランを見直すものとする。」としたところである。</p> <p>しかしながら、評価結果においては、この勧告の方向性を踏まえて、どのように第2期中期目標期間(平成22年度から26年度までの5年間)のアクションプランを策定したのか、その適切性についての評価が明らかにされていない。</p> <p>今後の評価に当たっては、<u>第2期中期目標期間のアクションプランの適切性を明らかにした上で、展示施設の効率的な運営について毎年度厳格な評価を行うべきである。</u></p>	
	平成20年度目標	平成21年度目標	平成22～26年度目標
入館者数	19年度比3～5%増	8施設:20年度実績超 1施設:19年度比3%増	総合的評価方式とし、5年間で15ポイントの効率化目標 1%増: 2ポイント
支出抑制	19年度比5%減	20年度比1%減	1%減: 1ポイント
収入増加	教材費等の有料化の検討等	20年度実績超	(3ポイント/年) 1%増: 1ポイント

#### ④ 契約等に係る評価が不十分な例

##### 空港周辺整備機構(国土交通省)

#### ○ 昨年度指摘した契約事務手続に係る事項につき、評価が不十分なため改善が必要

国土交通省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
該当なし	<p>(昨年度の評価概要)</p> <p>当該法人については、昨年度の評価において、「審査体制の整備方針」、「契約事務の一連のプロセス」、「審査機関から法人の長に対する報告等整備された体制の実効性確保の考え方」に留意された検証について言及されていないことから、<u>法人の業務特性、契約事務量(契約金額・件数等)及び職員規模などを勘案した上で、当該審査体制等が契約の適正性確保の観点から有効に機能しているかどうか検証した上で、評価結果において明らかにすべきであるとの指摘を行ったところである。</u></p> <p><u>本年度の評価においても、本法人の契約事務手続に係る執行体制や審査体制の確保に関する評価結果においても、「契約事務の一連のプロセスの考え方に留意した検証」及び「審査機関から法人の長に対する報告等整備された体制」について、評価結果において言及されていない状況が見られた。</u></p> <p><u>今後の評価に当たっては、法人の業務特性、契約事務量(契約金額・件数等)及び職員規模などを勘案した上で、当該審査体制等が契約の適正性確保の観点から有効に機能しているかどうか検証した上で、評価結果において明らかにすべきである。</u></p>

## 国立大学法人及び大学共同利用機関法人

### ○経営協議会に関する評価の厳格な運用が必要

国立大学法人評価委員会の評価結果等	当委員会の二次評価意見
<p>* 「国立大学法人・大学共同利用機関法人の平成21年度に係る業務の実績に関する評価結果の概要」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>経営協議会における学外委員からの法人運営に関する意見を基に、全法人で具体的に改善した事項が見られた。</u>このうち、今回初めて調査した結果では、<u>40法人(44%)</u>が経営協議会における学外委員からの法人運営に関する意見について、<u>取組事例を公表している。</u></li> </ul> <p>* 個別の法人に対する評価結果(90法人中)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① <u>経営協議会の審議内容の的確な公表について「注目される」と評価</u> …………… 53法人</li> <li>② <u>経営協議会の実質化のための運営上の努力や経営協議会の議論の大学運営への的確な反映事例について「注目される」と評価(当該取組事例を公表している場合には、そのことにも言及)</u> …………… 42法人</li> <li>③ <u>法定審議事項を報告事項として扱うなどの不適切な運営について「課題がある」と評価</u> …………… 5法人</li> </ol> <p>(注) 国立大学法人評価委員会の評価結果から経営協議会に関連する主な評価コメントを抽出し、分類したものである。</p>	<p>国立大学法人等は、第2期中期目標期間において、<u>法人の運営改善に資するよう、経営協議会における運用の工夫改善や意見の内容及びその法人運営への反映状況などの情報の公表等により、学外者の意見の一層の活用を図ることとされている。</u></p> <p>貴委員会は、第1期中期目標期間の最終年度である平成21年度の業務実績評価において、経営協議会における学外委員からの意見を基に具体的に改善した取組事例等の公表状況及び経営協議会の議事録等の公表状況について評価を行い、各法人において的確に公表がなされている場合に注目される取組として評価結果等に記載することで法人の改善を促している。</p> <p>今後の評価に当たっては、<u>経営協議会が期待される役割を十分に発揮し、その意見が法人運営に適切に反映されているか明らかにする観点から、引き続き経営協議会に関する情報の公表状況に関する評価を行い、公表が行われていない法人については課題として評価結果等に記載するなど、その厳格な運用に努めるべきである。</u></p>

# (参考1) 平成21年度の業務実績評価対象独立行政法人(99法人)

## 【内閣府所管】4法人

国立公文書館  
沖縄科学技術研究基盤整備機構  
北方領土問題対策協会  
国民生活センター

## 【総務省所管】4法人

情報通信研究機構  
統計センター  
平和祈念事業特別基金  
郵便貯金・簡易生命保険管理機構

## 【外務省所管】2法人

国際協力機構  
国際交流基金

## 【財務省所管】4法人

酒類総合研究所  
造幣局  
国立印刷局  
日本万国博覧会記念機構

## 【文部科学省所管】24法人

国立特別支援教育総合研究所  
大学入試センター  
国立青少年教育振興機構  
国立女性教育会館  
○国立国語研究所  
国立科学博物館  
物質・材料研究機構  
防災科学技術研究所  
放射線医学総合研究所  
国立美術館

国立文化財機構  
教員研修センター  
科学技術振興機構  
日本学術振興会  
理化学研究所  
宇宙航空研究開発機構  
日本スポーツ振興センター  
日本芸術文化振興会  
日本学生支援機構  
海洋研究開発機構  
国立高等専門学校機構  
大学評価・学位授与機構  
国立大学財務・経営センター  
日本原子力研究開発機構

## 【厚生労働省所管】14法人

国立健康・栄養研究所  
労働安全衛生総合研究所  
勤労者退職金共済機構  
高齢・障害者雇用支援機構  
福祉医療機構  
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園  
労働政策研究・研修機構  
雇用・能力開発機構  
労働者健康福祉機構  
国立病院機構  
医薬品医療機器総合機構  
医薬基盤研究所  
年金・健康保険福祉施設整理機構  
年金積立金管理運用

## 【農林水産省所管】13法人

農林水産消費安全技術センター  
種苗管理センター  
家畜改良センター  
水産大学校  
農業・食品産業技術総合研究機構  
農業生物資源研究所  
農業環境技術研究所  
国際農林水産業研究センター  
森林総合研究所  
水産総合研究センター  
農畜産業振興機構  
農業者年金基金  
農林漁業信用基金

## 【経済産業省所管】11法人

経済産業研究所  
工業所有権情報・研修館  
日本貿易保険  
産業技術総合研究所  
製品評価技術基盤機構  
新エネルギー・産業技術総合開発機構  
日本貿易振興機構  
原子力安全基盤機構  
情報処理推進機構  
石油天然ガス・金属鉱物資源機構  
中小企業基盤整備機構

## 【国土交通省所管】20法人

土木研究所  
建築研究所

交通安全環境研究所  
海上技術安全研究所  
港湾空港技術研究所  
電子航法研究所  
航海訓練所  
海技教育機構  
航空大学校  
自動車検査  
鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
国際観光振興機構  
水資源機構  
自動車事故対策機構  
空港周辺整備機構  
海上災害防止センター  
都市再生機構  
奄美群島振興開発基金  
日本高速道路保有・債務返済機構  
住宅金融支援機構  
【環境省所管】2法人  
国立環境研究所  
環境再生保全機構  
【防衛省所管】1法人  
駐留軍等労働者労務管理機構

(注) 国立国語研究所は、平成21年10月に廃止(大学共同利用機関法人への移行)、法人の名称に含まれる「独立行政法人」は省略

## (参考2) 意欲的な取組事例①(独立行政法人の業務運営)

独立行政法人名 (主務省)	取組の概要
物質・材料研究機構 (文部科学省所管)	<p>本法人は、研究者の約半数が海外出身であるという国際ナノアーキテクトニクス研究拠点(MANA)のグッドプラクティスを法人全体の運営に波及させ、国際化を強力に推進するため、平成27年度までに45歳以下の事務職員がTOEICスコア500点以上獲得することの目標を掲げ、次のような新たな研修プログラムを導入し、職員の能力向上、人材育成に組織を挙げて取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 平成21年度から40歳以下の事務職員(51名)にTOEIC試験の受験を義務化。</li> <li>ii) 平成22年度からは英語レベルに合わせた、スクーリング付通信教育研修や海外への語学研修をきめ細かく実施。</li> </ul>
電子航法研究所 (国土交通省所管)	<p>本法人は、次のような知的財産に係る管理体制の強化などにより、民間企業との共同出願が前進するとともに、共同研究成果による実施料収入や当研究所が開発したプログラムによるライセンス収入の獲得にも繋がり、知的財産に係る自己収入増を実現している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 15名の管理要員の中から専属の担当者を定めて知財関連業務を実施。</li> <li>ii) 特許取得までの経緯や経費等に関する各種情報を1件毎に整理してデータベース化し、知的財産に係る管理体制を強化。</li> <li>iii) 少なくとも前年度より知的財産を活用することの目標を掲げ、外部の専門家(大学のTLO)と「知的財産等に関するコンサルティング契約」を締結するなど、知財戦略に係る組織体制も強化。</li> </ul>

## 意欲的な取組事例②(府省評価委員会の評価業務)

評価委員会名	取組の概要
内閣府独立行政法人評価委員会	<p>本評価委員会は、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の評価において、平成21年度に顕在化した大幅な予算超過問題に対する原因分析、再発防止策を含めた今後の対応についての見解を取りまとめるとともに、機構における対応状況について、理事長、理事、監事の各役員における職責の履行状況も含め、厳しい検証を行っている。</p> <p>また、この検証結果を踏まえ、今後、新たに置かれた専任の事務局長と理事の役割分担との協働体制の明確化等を着実に実施すること、適切な管理体制が構築されるよう平成24年度の開学に向け更なる取組の強化を行うことなど、機構に対し具体的な対応策を示し改善を求めている。</p>
文部科学省独立行政法人評価委員会	<p>本評価委員会は、独立行政法人科学技術振興機構の評価において、行政刷新会議WG「事業仕分け第1弾」及び「事業仕分け第2弾」の対象とされた同法人の各事業について、事業仕分け結果と法人における対応方針及び対応状況を一覧表に整理した資料や、「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」における指摘事項ごとに法人の取組状況を一覧表に整理した資料を使用して、効率的・効果的な評価を行うとともに、これらの資料を評価結果とともに公表し、国民に分かりやすい形で法人の対応状況を紹介している。</p>

# (参考3) 政策評価・独立行政法人評価委員会について

## 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第三十二条 独立行政法人は(中略)各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

5 審議会は、第三項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べることができる。

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

第三十四条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

3 第三十二条第三項から第五項までの規定は、第一項の評価について準用する。

## 政策評価・独立行政法人評価委員会

- 政策評価・独立行政法人評価委員会(政独委)は、総務省に設置されている審議会です。
- 独立行政法人の評価や見直しに関しては、通常の審議会と異なり、大臣からの諮問を受けて審議・答申するのではなく、委員会自らが主体となって評価活動や勧告などを行います。
- 政独委の下に、政策評価分科会と独立行政法人評価分科会が設置されており、独立行政法人の見直しは後者が担当しています。さらに、独立行政法人評価分科会の下には、5つの府省別ワーキング・グループが置かれています。

## 政策評価・独立行政法人評価委員会委員名簿

(平成22年9月現在)

委員長	岡 素之	住友商事(株)代表取締役会長
【独立行政法人評価分科会】		【政策評価分科会】
委員長代理 分科会長	富田 俊基	中央大学法学部教授
委員	榎谷 隆夫	公認会計士・税理士
	黒田 玲子	東京大学大学院総合文化研究科教授
	森泉 陽子	神奈川大学経済学部教授
	藤井 眞理子	東京大学先端科学技術研究センター教授
委員	金本 良嗣	東京大学大学院経済学研究科・公共政策大学院教授
委員	森泉 陽子	神奈川大学経済学部教授
臨時委員 専門委員	縣 公一郎	早稲田大学政治経済学術院教授
	浅羽 隆史	白鷺大学法学部教授
	阿曾沼 元博	国際医療福祉大学国際医療福祉総合研究所教授
	荒張 健	公認会計士
	稲継 裕昭	早稲田大学大学院公共経営研究科教授
	梅里 良正	日本大学医学部准教授
	岡本 義朗	三菱UFJリサーチ&コンサルティング 株政策研究事業本部主席研究員
	梶川 融	太陽ASG有限責任監査法人総括 代表社員(CEO)
	河野 正男	横浜国立大学名誉教授
	河村 小百合	株日本総合研究所調査部主任研究員
	木村 琢磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授
	黒川 行治	慶應義塾大学商学部教授
	黒田 壽二	金沢工業大学学園長・総長
	鈴木 豊	青山学院大学大学院教授 会計プロフェッション研究科科長
	高木 佳子	弁護士
田淵 雷子	株三菱総合研究所主席研究員	
玉井 克哉	東京大学先端科学技術研究センター教授	
野口 貴公美	中央大学法学部教授	
まつ田 美幸	学校法人麻生塾法人本部ディレクター	
宮本 幸始	日本ユーティリティサブウェイ(株) 代表取締役社長	
山本 清	国立大学財務・経営センター研究部教授 東京大学大学院教育学研究科教授	
山谷 清志	同志社大学政策学部教授	

